

答 申 第 432号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報について、存否を明らかにしないで非開示とした各決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年 7月 2日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、請求者を加害者とする支援措置申出書（平成〇年〇月〇日～同月〇日）（以下「本件請求文書」という。）に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 同月16日、実施機関は、本件開示請求に対して、条例第22条に該当するとして、事務所管区ごとに次の決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

事務所管区	決定内容	非開示事由
千種区	非開示決定（以下「本件処分①」という。）	開示請求のあった保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を明らかにすることになるため。
東区	非開示決定（以下「本件処分②」という。）	
北区	非開示決定（以下「本件処分③」という。）	
西区	非開示決定（以下「本件処分④」という。）	
中村区	非開示決定（以下「本件処分⑤」という。）	
中区	非開示決定（以下「本件処分⑥」という。）	
昭和区	非開示決定（以下「本件処分⑦」という。）	
瑞穂区	非開示決定（以下「本件処分⑧」という。）	
熱田区	非開示決定（以下「本件処分⑨」という。）	
中川区	非開示決定（以下「本件処分⑩」という。）	
港区	非開示決定（以下「本件処分⑪」という。）	
南区	非開示決定（以下「本件処分⑫」という。）	
守山区	非開示決定（以下「本件処分⑬」という。）	
緑区	非開示決定（以下「本件処分⑭」という。）	
名東区	非開示決定（以下「本件処分⑮」という。）	
天白区	非開示決定（以下「本件処分⑯」という。）	

※決定当時の事務所管課は各区区民生活部市民課

非開示情報である根拠

条例第20条第 1項第 3号に該当

本件保有個人情報には、開示請求者以外の者に関する個人情報が含まれており、それを開示することにより、当該個人の正当な権利利益が侵害されるおそれがあるため。

- 3 同年 8月27日、異議申立人は、本件処分①から本件処分⑯（以下「本件処分」という。）を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示請求者以外の個人情報としては申出者以外にはなく、申出者は開示請求者の元配偶者であり、すでに特定されている。
- (2) 名古屋市〇〇区長の同年〇月〇日付〇〇市第〇号決定書によると、異議申立人による住民票除票請求に対し交付しないと決定し、その理由について「ドメスティック・バイオレンスおよびストーカー行為等の被害者保護の支援措置における支援対象者であり」と明記されている。
このことは、異議申立人が開示請求した「支援措置申出書」を申出者が提出することが前提であり、その存在はすでに明白である。
- (3) 開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれはない。離婚裁判の判決においてドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の事実認定は無く、配偶者暴力防止法による支援措置の申出自体が虚偽である。この申請により支援措置の対象者となっていることは違法行為による支援の享受であり、正当な権利、利益とは言えない。

第 4 実施機関の弁明

- 1 住民基本台帳事務における支援措置（以下「支援措置」という。）制度の趣旨は、DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸

籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることである。

2 ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る住民基本台帳の閲覧等の事務処理要領第 3-1によれば、支援措置申出書は支援措置の実施を求める申出者の住所、前住所、又は本籍を所管する区長が受け付けることとされており、本件開示請求に対し、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、本件支援措置申出書に記載された申出者（以下「本件支援措置申出者」という。）の住所、前住所又は本籍（以下「本件存否情報」という。）を所管する区長が明らかとなる。

3 本件存否情報は、異議申立人以外の者の情報である。また、本件存否情報を明らかにすることにより、本件支援措置申出者を追跡していると思われる異議申立人に、本件支援措置申出者の居場所を特定する情報を与えることになり、本件支援措置申出者の生命、身体、健康、生活等の正当な権利利益を害するおそれがある。

したがって、本件存否情報は、条例第20条第 1項第 3号に該当する非開示情報である。

第 5 審議会の判断

1 争点

実施機関が、存否応答拒否による非開示決定を行ったことが、妥当か否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人であっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があ

ると判断し、これを条例第20条第1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 支援措置申出について

支援措置申出制度の目的は、DV、ストーカー行為及び児童虐待等の加害者が、住民票の写し等の交付・閲覧制度等を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止することにより、被害者の保護を図るためのものである。

支援措置申出制度は、①支援措置申出者が相談機関（警察、配偶者暴力相談支援センター等）に対しDV等被害の相談及び支援措置申出書を提出し、②相談機関が、支援措置申出者から提出された支援措置申出書に相談機関の意見を付して支援措置申出者に渡し、③支援措置申出者が、相談機関の意見が付された支援措置申出書を住所、前住所又は本籍の区役所・支所に提出するという流れである。

これを受け、区役所・支所は、必要に応じて相談機関に確認した上で支援措置を実施する。

支援措置対象者に関する証明書等（住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し等）について加害者から請求があった場合は、原則として請求を拒否し、その他第三者からの請求があった場合は、加害者から第三者になりすまして行う請求に対する交付を防ぐため、請求者に対する本人確認を厳格に行う。

また、加害者から依頼を受けた第三者からの請求による交付を防ぐため、依頼者や利用目的等についても厳格に審査を行うものである。

4 本件請求文書について

異議申立人が開示を求めている保有個人情報は、本件開示請求の対象となる情報が存在する場合には、本件支援措置申出者が実施機関に提出した支援措置申出書がこれに該当することとなる。

5 条例第22条該当性について

- (1) 開示請求に対しては、当該開示請求の対象となる保有個人情報の存否を明らかにした上で開示決定等を行うことが原則であるが、本条は、その例外として、対象となる保有個人情報の存否を明らかにするだけで、条例第20条に規定する非開示情報を開示することとなる場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることを定めている。

当審議会は、本条が濫用され、存否応答拒否による非開示決定が多用されると、原則開示の条例の趣旨に反することになるため、本件事案の審理に当たっては、本条の適用は厳格に行うべきであるという考えに立って審議した。

- (2) 実施機関は、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第20条第1項第3号の非開示情報を開示することになるとして、存否応答拒否による非開示決定を行ったものである。

したがって、本件存否情報が、条例第20条第1項第3号に規定する非開示情報に該当するか否かについて判断する。

ア 本号は、他者の個人に関する情報であって、開示することにより当該他者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、当該他者の正当な権利利益を保護するため、非開示とすることを定めたものである。

イ 本件存否情報は、本件支援措置申出者が、本件請求文書を提出したか否かという本件支援措置申出者の個人に関する情報であり、他者の個人情報に該当する。

ウ 次に、本件存否情報を開示することにより、本件支援措置申出者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるか否かについて判断する。

エ 当審議会の調査によると、本件支援措置申出者が支援措置を受けていることは、異議申立人にとって既知であるが、当該支援措置申出者の住所、前住所又は本籍については、異議申立人には明らかにされていない。

オ 仮に、本件請求文書の存否を異議申立人に応答する場合には、本件請求文書の提出先が、住所、前住所又は本籍の所在地を管轄する区役所・支所とされていることから、本件請求文書を保有していない区においては文書不存在を理由とする非開示決定、本件請求文書を保有している区においては開示、一部開示又は非開示のいずれかの決定を行うこととな

る。したがって、このような対応の結果として、本件請求文書を保有していることを前提とした決定を行った区が本件支援措置申出者の住所、前住所又は本籍のいずれかの所在地に該当することが明らかとなり、これにより本件支援措置申出者の申出時の住所、前住所及び本籍がどこにあるのかを推測することが可能となる。

カ この場合において、上記の各決定により得られた情報に、異議申立人が既に知っている情報を組み合わせることで、本件支援措置申出者の現住所を特定することができる可能性を否定できない。

したがって、非開示決定又は不存在決定により本件請求文書の存否を明らかにすると、本件支援措置申出者の住所を探索する端緒となる重要な情報を与えることになり、支援措置の申出を希望する者が制度の利用を躊躇する可能性もあることから、本件支援措置申出者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

キ 以上のことから、本件存否情報は、条例第20条第 1項第 3号に該当すると認められる。

ク なお、異議申立人は、自身が当事者となった訴訟の判決においてDVの加害行為がなかった旨の判示がされたことを前提として、司法の判断を尊重して本件保有個人情報を開示すべきと主張している。

しかしながら、この主張は、住民基本台帳事務における支援措置申出の制度運用の是非に関するものであり、当審議会の権限の範囲外であることから、採用することはできない。

6 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成28年 1月 8日	諮問書の受理
1月29日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
8月 1日	実施機関の弁明意見書を受理
8月 5日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳

	述申出書を提出するよう通知
12月27日	異議申立人の反論意見書を受理
平成29年 1月20日 (第 222回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
2月 2日 (第 223回審議会)	調査審議 異議申立人の意見陳述
4月21日 (第 225回審議会)	調査審議
5月17日	答申